

人の経済（エコノミー）と神の経綸（エコノミー）の相克 共同体思想の変遷と今後の展開

石戸 光

(千葉大学法経学部准教授)

本稿では、国際共同体の「主権」(sovereignty) 概念についてを中心に、筆者の専門である現代経済学を出発点としながらも、歴史の領域、および神学の領域⁽¹⁾にも踏み込みながら、国際共同体の「エコノミー」について考察してみたい。そのような学際的アプローチによってのみ、現代経済社会の問題の所在が確認できると考えるためである。ただし本稿は綿密な文献調査に基づく研究というよりは、筆者なりの視点を概論として紹介し、今後のさらに掘り下げた研究を見据える端緒としての調査報告である。第1項は国際共同体、主権および「エコノミー」という概念につき論及し、第2項では共同体の持つ性質につき考えたい。そして第3項では、国際共同体の現状と今後につき展望し、暫定的かつ簡潔な結語を述べる。

1 国際共同体、主権、そしてエコノミーをめぐって

欧州連合 (EU) や東アジア共同体 (構想段階) などの国をまたいだ国際共同体の構築が盛んな現代地球社会である。昨今のニュースでは、EU によるいわゆる「ギリシア経済危機」⁽²⁾ への対応が盛んに報道されているが、EU という国家を超えた枠組み、すなわち国際共同体のレベルでの意思決定が注目されるに至っている。こ

- (1) 筆者は現在、職業経済研究者としての業務の傍ら、米国 Reformed Theological Seminary の大学院通信課程において、キリスト教神学を中心とした宗教学 (M.A. in Religion) を履修中である。経済問題という一見形而下の問題群が、実は形而上的な事柄 (それは空想でなく厳然たる真理と信じるものである) にこそ起因していると考えられるためである。
- (2) ギリシアの財政赤字が政治的に粉飾されていたことが2009年10月に発覚し、その財政赤字の対GDP規模がEUのメンバー国として容認される水準を大幅に超過していた、という事実を巡っての一連の社会問題を指す。

れはすなわち、ギリシアという「国家主権」から EU という「国際共同体の主権」へと政策立案および実施の主体が移転されていることを示す⁽³⁾。

ここで「エコノミー」(οικονομία) というギリシア語の用語についてであるが、筆者の専攻する経済学 (economics) の語源になった言葉であるのは言うまでもない。ただし原義では、“οἶκος” (オイコス:「家」あるいは「共同体」と “νόμος” (ノモス:「規範」) の組み合わせ、つまり「共同体の規範」を指しており、金銭や消費などの狭義の「経済」を含みながらも意味の範囲は広い。本稿ではこの「エコノミー」という語を「共同体の規範」という意味として広く捉え、それが共同体の求心力として必要不可欠である点を強調して論を展開したい。共同体規範としての「エコノミー」こそが、その共同体の求心力となり、全体としての秩序を形作ることになる。そしてそのエコノミーは、物的な利害という形而下的なものを超えた形而上的な価値観であることが多い。たとえば筆者は 2011 年 6 月現在、研究派遣にてシンガポールに滞在し経済研究を行っているが、シンガポールの建国の父といわれるリー・クアン・ユーは、同氏にインタビューを行った Plate (2010) によると、中国古代に生きた孔子の父権尊重的な道德思想は、中国系シンガポール人の間に暗黙のうちに刷り込まれていて、それが「国家の父」としての為政者を中心としたシンガポールという共同体の統一性と安定性につながっている、という趣旨の言及を行っている。

さて、国際共同体において「主権」を改めて考える理由は、主権国家内での経済社会問題への対処と異なり、意思決定の最終権限が国家でなくなる、という非常に大きな違いのためである。この国際共同体という「超国家的機構」が主権を持つという点こそ、西暦 2001 年よりはじまった第三千年期を特徴づけていくとさえない現象と筆者は考えている。その理由として、「国家主権」を中心とした「国際関係」の歴史の始まりが 1648 年にヨーロッパで締結された「ウエストファリア条約」以降のいわゆる「ウエストファリア体制」(主権国家体制) であったのに対し、この「超国家的」な主権体制は 500 年の時を経てそれを「国際共同体」同士の国際関係 (たとえば EU と NAFTA⁽⁴⁾) との関係など) へと大きく変貌させつつあるためである。

(3) ここで EU 研究の専門家の定説として、「EU はあくまで国家主権をプールの団体に過ぎず、EU のメンバーの国家主権が EU という上位機構へ委譲されたわけではない」というものがある。しかしながら、現実的には通貨発行をはじめとした金融政策や対外的な貿易政策の決定権は EU が保持している。

(4) North American Free Trade Agreement (北米自由貿易協定)。ただし NAFTA は現状で

ウェストファリア条約の内容には、周知の通り、ドイツ国内の諸侯の対立の状況をいわば追認し、独立した「国家」として「主権」を認めることが含まれていた。当時のドイツは、ヨーロッパのより広範囲に広がる神聖ローマ帝国の皇帝が統治する帝国の一部であったが、現実的には神聖ローマ帝国は統一国家とは程遠く、皇帝は名目的なものであった。そして帝国内の各地の領主たちが、領有地の拡大を目指して戦争を繰り返していたのであった。そのような領主たちによる実質的な統治の主体を「国家」として「国際的」に認める、ということが「主権国家」体制の始まりといえるのである。ただしこの段階ではまだ「神聖ローマ皇帝」の名が示す通り、キリスト教共同体としての神聖ローマ帝国、という位置づけは名目上は有効であり、従って「主権は主のもの」（イザヤ書9章6-7節⁵⁾というキリスト者の信条はいわゆる世俗の為政者たちにも認識されていたはずである。ちなみにウェストファリア条約には、宗教紛争の決着という側面もあり、同条約によってカトリックとプロテスタントの社会的な同権が認められることになった⁶⁾。そして同条約以降、ヨーロッパ社会はいわゆる近代社会へと移行していき、もはや宗教上の対立を一番の理由として領主同士が争う構図はあまり見られなくなり、むしろ石油の利権などといった形而下の問題、あるいは狭義の経済問題が戦争の争点となっていった。

ウェストファリア体制を巡る上記の議論の通り、主権とは、統治権 (government) を主眼としたものである。たとえば徴税することや国民に兵役の義務を負わせることなどは、国家という共同体を統治することの具体的な方法であり、その統治方法の決定権こそが国家主権ということになる。しかしながら、神聖ローマ帝国という

は物の貿易を自由化するという意味での初歩的な「共同市場」の段階で、国家主権の一部としての輸入関税（物を輸入する際にかけることのできる税金）をメンバーのカナダ、アメリカ、メキシコ間で撤廃しているにすぎない。しかし大航海時代をはじめとした歴史において重要な国家収入の源であった関税の決定権（いわゆる「関税自主権」）は、かつて国家主権の守備範囲ではあったが、NAFTAの協定により国際的に拘束されることになるため、国家からNAFTAという協定への主権の移転とみなすことができよう。

- (5) 「ひとりのみどりごが、私たちのために生まれる。ひとりの男の子が、私たちに与えられる。主権はその肩にあり、その名は「不思議な助言者、力ある神、永遠の父、平和の君」と呼ばれる。その主権は増し加わり、その平和は限りなく、ダビデの王座に着いて、その王国を治め、さばきと正義によってこれを堅く立て、これをささえる。今より、とこしえまで。万軍の主の熱心がこれを成し遂げる」（新改訳聖書第二版）
- (6) これに関連し、同条約によりプロテスタントのカルヴァン派が公認されたことも事実として重要であり、そのことがやがて狭義の経済活動のヨーロッパにおける隆盛につながっていくと言われているのだが、それらの詳細については別の機会に譲りたい。

共同体は、キリスト教共同体としての側面を持っていたはずである。その「区分け」としての「主権国家」の主権は、「主権は主のもの」というキリスト者の信条とどのようにして共存可能となったのであろうか。

この国家主権の起源を論理的に導き出そうとしたのが、16世紀から17世紀に生きたイギリスの政治思想家トマス・ホッブズ (Thomas Hobbes, 1588-1679) であった。ホッブズはその著書『リバイアサン (*Leviathan*⁽⁷⁾)』(1651年に出版)において、概略として「人間は自然状態においては規範がないために万人の万人に対する闘争を繰り返して、悲惨な状態にしかならない。そこで国家という共同体に自らの持つ権利を委譲し、その代わりに国家によって身体の安全を図ってもらう、という人民と国家の社会契約によって国家は権力を持つにいたる」という主張をした。そして社会契約によって国家という共同体に託された人民の権利を保持する主体としての王の正当性を、ホッブズは、父祖アブラハムへの呼びかけとモーセの律法にはじまる、神から与えられた王権の信仰による継承として導き出している。つまり、主キリストにある信仰の共同体が国家共同体においても継続している、と考えているのである。ただしその王権は、そのように神から与えられたもの(つまり神授)である一方、あくまで人民からの信託を受けたものであり、その意味で宗教の権威は共同体の枠内で存続するという認識をホッブズは示している⁽⁸⁾。佐伯(2008)の指摘する通り、国家が持つに至った主権性は、カトリックやプロテスタントなどのキリスト教各派がそれぞれ主張する宗教的権威(主権)を押さえつけるものであり、別言すると、近代の「国家主権」は、キリスト教の教會的権威から、世俗権力が自立するためのものであった。

そしてホッブズ以降、ジョン・ロックおよびジャン＝ジャック・ルソーへといわゆる「社会契約論」は引き継がれ、国家主権の内実は「人民主権」(日本においては、「主権在民」と表現)となっていく。神が存在していることを認めながらも、人間による自律的な共同体運営が可能である、とする「人間中心主義的」な共同体規範(エコノミー)がヨーロッパを中心に形成されていった。さらに時代が下り啓蒙主義の跋扈する18世紀には、人間の持つ理性の完全性が想定されるようになり、アダム・スミスに始まる狭義の近代経済学も、この啓蒙主義思想の一環として展開されてい

(7) *Leviathan* とは旧約聖書のヨブ記において登場する「海中に住む巨大な生き物」で、国家があったかもこの生き物のような力強さを持って主権を行使するイメージからこの語が本のタイトルとして使用されている。

(8) この論点を巡る詳しい研究として、梅田(2005)を参照。

った。すなわち、主権の所在を巡る認識変化とともに、神のエコノミーが人のエコノミーへと置き換わっていったのである。

2 共同体はカオスとノモスのせめぎあい

ここで視点を転じ、国際共同体を含めた共同体の即物的な性質について考察してみたい。この考察により、現実の共同体を考える上でなぜエコノミー（共同体規範）を巡る論議が重要かつ現実的な主題であるかが浮き彫りになるのではないかと期待してのことである。

前項で考えた共同体規範（エコノミー）の構築が近代合理主義的な価値観に立つ人によってなされた場合に、その「理想」と「現実」の間には大きな齟齬が生じてくる。そのことの背景には、実は人間とその集まりである共同体につきまとう「カオスとノモスのせめぎあい」が存在しているのではないかと。カオス（χάος）とはギリシア語で「混沌」「無秩序」を意味し、ノモス（νόμος）とは、すでに前出であるが、ギリシア語で「規範」を意味している。そしてせめぎあいとは、文字通りの意味であり、共同体は絶えず秩序化と混沌化の間を揺れ動く存在として捉えることができる⁽⁹⁾。

具体的な事象として、昨今の日本を襲った大地震（東日本大震災）により、原子力発電所という人間のシステムが「想定外」の地震と津波（＝カオス）によって「制御しきれない」状況に陥ってしまったように、人間の共同体に存在する秩序（原子力発電所もその1つ）は、たえず「混沌」からの攻勢にさらされている。そして人間だけの統治によっては、「カオスはつねにノモスをはみ出してしまう」。つまり無秩序化、混沌化の方向性が、秩序化の方向に勝ってしまうのである。これは共同体にとってまさに存続の危機である。

別言すると、共同体は「複雑性」あるいは「非線形性」を有しており、「これまでの状況を単純に（直線的に）伸ばして予想することが不可能」な危機的な状況が

(9) ここでのカオスとノモスの相克に関する記述は、国際基督教大学におけるCOEプロジェクト「平和・安全・共生」研究教育の形成と展開の一環としての村上陽一郎（拠点リーダー）の最終報告書（http://subsite.icu.ac.jp/coe/download/Final%20Report/Chiba_Program_Summary.pdf, 2011年6月28日アクセス）で紹介されている同氏（科学哲学を専攻）の「揺動平衡論」を踏まえている。これは表現的にいささかギリシア哲学的なものであるが、主権者なる神から一般恩恵として与えられる「真理」を指し示す営みではないかと思われる。

国際共同体を絶えず取り巻いている。冒頭で触れたギリシア経済危機がその最近の事例であろう。そのような予測不能な状況は人の共同体において、歴史上繰り返し襲ってきた問題であった⁽¹⁰⁾。だからこそ、社会的な動物である人は、社会すなわち共同体を組織することによって、生命維持を困難にする不測の事態をまさに共同で乗り切ってきたのである。

しかし、近代の合理的で真の主権者なる神を必要としない「自律的」な人間のエコノミーだけでは、共同体にとっての危機、「都合の悪いこと」は共同体の外へ「排出」するしか解決策が残されないことになる。近代合理主義の想定する完全合理的な人間像は、虚像にすぎないからである。19世紀以降に活発化していったヨーロッパによるアジア・アフリカの植民地化の歴史は、つまるところ、「物資や労働力の不足」という「不都合な事柄」を共同体内で予見し防ぐことができず、共同体外部(=アジア・アフリカ)へ排出する(押し付ける)営為であったといえよう。「不都合さ」「こんなはずではなかった」という「的外れ」からくる結果は人間にとって最悪の場合、死である。そしてそれを解消する手立ては、近代的な価値観を持つ人には、与えられていないのである。

キリスト者あるいは真にキリストにある共同体であれば、この「不都合さ」「的外れ」、言い換えると「罪」の問題にどのように対処するのであろうか。神の経綸の究極には、カオスとノモスのせめぎ合いで解決の見えない人間の罪性に対して、神からの救いの恵み、すなわちカリス(ギリシア語で χάρις、「恵み」、英語では grace)が与えられることを祈り求めることができる。真の救いとは違う一般恩恵のレベルであっても、あるいは共同体というレベルであっても、同様に神からのカリスに「頼る」ことによって、不測の事態を乗り越えることがキリスト教共同体の期待してよいことではないか。つまりこれこそが、「神の経綸(Divine Economy)」が形而下の社会において実存的に必要とされる所以である⁽¹¹⁾。人の神との和解、人の人との和解、さらには共同体の共同体との和解は、限られた人間理

(10) たとえば中世ヨーロッパを襲った黒死病(ペスト)の流行によって、当時のヨーロッパ社会の人口の3分の1が死亡したといわれているが、これを予見することはもちろん、治療の手立てを施すことは、不可能であった。当時の人々は咳やくしゃみをする同胞たちに“God bless you”と表現して神の恩寵を願うのみであった。この例に限らず、共同体を無秩序(カオス)の方向へ揺るがす事態は、現代においても枚挙にいとまがない。

(11) 神の経綸(エコノミー)という用語は、主キリストによる人間救済についての手順、という特定された意味合いがあると同時に、「神が人間の営み、すなわち歴史を司り導くその方法」というより広い意味合いもあるようで、本稿においては、双方の意味でこの用語を参照している。

性によってどれだけ考えても、計画できるものではない。カリスを与える主権者によってのみ可能となる。

人の経済（エコノミー）と神の経綸（エコノミー）の「相克」とは、人間が人の経済のみに執着して神の経綸を忘れてしまうこと、けれども再びまた主権者なる神の計画（エコノミー）によって、主権者なる主に抛り頼むことを思い起こされる、という「せめぎ合い」の歴史を現しており、ある意味でイスラエル民族の共同体としての神への信仰のあり方と類似性を持っているように思われる。聖書に示されている神の経綸（エコノミー）が現代社会の共同体を取り巻く法則性をまさに言い当てているのではないか。

ここで EU という現代経済社会の主要な国際共同体は、その生成の当初から人の経済と神の経綸との相克を経験してきた経緯がある。そして現代は、神の経綸から人の経済へと「エコノミー」のあり方をいわば世俗化させてきたように思われる。さらにそのために、EU 域内においては、人の経済で解決の着かない状況が創出しているのではないかと考えられる。次項においては、この点について考察していきたい。

3 国際共同体思想の変遷と今後の展開

前項までの議論を受けて、本項では、ヨーロッパという共同体の「エコノミー」観を中心として歴史的な概観を行い、今後を展望したい。ヨーロッパの歴史を古代にまで遡ると、古代ローマ帝国という異教の共同体がキリスト教迫害の時代を展開していたが、4世紀になってコンスタンティヌス帝下にキリスト教という共同体価値観（エコノミー）によって統一されていったことが初代の教会史家 Eusebius の『教会の歴史 (The History of the Church)』に記されている。まさに神の経綸の中でこのローマ帝国のキリスト教化がなされたことを Eusebius は強調しているのである。コンスタンティヌス帝は、キリスト教徒の支持により共同体を安定的に統治しようと、313年ミラノ勅令を発し、キリスト教を初めて公認した。またキリスト教という共同体規範（エコノミー）によりいくつかの戦争に勝利したと信じたコンスタンティヌス帝は、キリスト教により「神の国」を地上に出現させることを、政治的にしかし信仰に導かれて願った。そしてキリスト教の教義統一のための公会議がしばしば開かれ、いわゆるローマ＝カトリック教会が確立されていった。

その後ローマ帝国は、ゲルマン民族の侵入を受け、西ローマ帝国は滅亡するが、

この西ローマ帝国を滅ぼしたゲルマン民族がキリスト教化され神聖ローマ帝国を形成することにより、現代に至るヨーロッパ文明が築かれていった。これ以降の歴史の詳細は割愛するが、国際共同体としてのEUの前提として、キリスト教を中心とした神の国という共同体規範（エコノミー）が確かに存在していたといえる。

さらに時代は下り、現代のEUは、神聖ローマ帝国の復活をめざしたものであると言われる。2009年12月1日に発効したリスボン条約により、EUには「大統領」が誕生している。しかし前項で見たように、ヨーロッパは人間中心主義、啓蒙主義、そして世俗化、さらにはすべての価値観を相対化するポストモダニズムの波にさらされ、神の経綸（エコノミー）への信頼から、人の経済（エコノミー）への自信へと共同体規範が変質していった。リスボン条約には、EU市民にとってより公平な「特定多数決方式」なる民主的意思決定方式への言及はあっても、「神」という言葉はまったく出てこない。しかし、EUという共同体システムにおいて顕著な「連邦制」（国家の対等な連合体という考え方）は実は聖書のイスラエル12部族の連合体からの発想であり、EUの持つ「補完性原理」（意思決定の主体をなるべく当該地方などの下位レベルに任せるべきとする原則）は、個別キリスト教会の各地における自治原則に由来している。神の経綸が人の経済を無限の智慧によって司るのであり、人の経済が自律しているわけではないのである。

現在、ホップズを生んだイギリスにおいては、日曜日ごとの教会での礼拝出席者の人口に占める比率は10%程度と、低下の一途を辿っているという。これはホップズの本稿における位置づけに似せて表現すると、「個人生活に関する人の主権が神の主権を抑制してしまっている」現状といえる。またキリスト教宣教団体のスタッフ募集に際しても、国家の機関から「クリスチャンと未信者で不公平が出ないように、求人条件からクリスチャンであることをはずすように」という勧告も出されるのだという⁽¹²⁾。神の絶対的な主権に由来する聖書の教えは、かつてヨーロッパ諸国の法律の基盤となっていたようであるが、現在のヨーロッパでは重視されていない。本稿の冒頭で触れたギリシア経済危機という共同体にとっての「不都合」は、責任の「押し付け合い」に象徴される人のエコノミーでは整合的に解決することができない。

EUでは現在、「自由」「平等」「友愛」「民主主義」といった価値にしたがって社会が運営されている。そして視点を東アジアに転じると、「東アジア共同体」の構

(12) 筆者が宣教団体OMFに所属していた元宣教師のイギリス人に聴取した内容。

想を EU をモデルにして実現させようという動きが顕著である。国際共同体は「主権」概念と望ましい共同体規範（エコノミー）をめぐり、これから議論が活発化していくに違いない。その際、キリスト者としては、人の経済を丸抱えする神の経綸の実在性を決して忘れてはならないであろう。ポストモダニズムは、並存する価値観を相対化する動きであるが、「相対化されなければならない」という信条を絶対化している意味において自己矛盾を抱えている。共同体規範（エコノミー）とは、絶対的な信念に支えられたものでしかあり得ないのではないだろうか。

【参考文献】

[英文]

Hobbes, Thomas (1651), *Leviathan*.

McGrath, Alistair (2006), *Christian Theology: An Introduction*, 4th Edition, Oxford: Blackwell.

Plate, Tom (2010), *Conversations with Lee Kuan Yew: Citizen Singapore: How to Build a Nation*, Singapore: Marshall Cavendish Editions.

[和文]

梅田百合香『ホッブズ政治と宗教：『リヴァイアサン』再考』名古屋大学出版会，2005年

佐伯啓思『日本の愛国心：序説的考察』NTT出版，2008年

坂本進『ヨーロッパ統合とキリスト教：平和と自由の果てしなき道程』新評論，2004年